

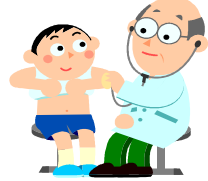




第三者加害事案の手続きの流れ

災害発生	被災職員の手続き	所属、任命権者の手続き
	加害者の確認 災害発生について所属へ報告 警察や保険会社への連絡 事故発生状況の確認	被災職員へ【資料1】により制度を説明
医療機関受診 	診断書受領 初診日、負傷部位の記載が必要です。 傷病名は、すべて記載してもらいましょう。 公務・通勤災害手続中である旨の申告	
公務・通勤災害認定請求	認定請求書等を所属へ提出 第三者加害報告書、誓約書等、第三者加害事案に必要となる書類を所属へ提出	【資料2】により提出書類の確認 所属長の証明、任命権者の意見を付して、基金支部へ提出 事案の進捗や時効等の管理
療養開始 公務・通勤災害認定	治療専念 治療に専念せず療養が長期化した場合など、補償できないことがあります。 公務・通勤災害認定の申告	被災職員へ【資料3】により制度を説明 療養状況の把握
療養費請求	第三者から損害賠償を受ける前に基金が補償を行う場合	
報告	療養補償請求書の提出 受診した病院、療養費の負担状況で、書類の提出先や様式が異なります。 速やかに提出しましょう。時効は2年です。 療養中に医療機関を変えた場合 転医届を提出しましょう。	提出書類の確認
	療養開始から1年半が経過したとき 療養の現状報告書を提出しましょう。 一定の障害が残ったとき 所属を経由して基金に報告しましょう。 治ゆ報告書を所属へ提出 療養終了後、治療費総額の確定 示談書(案)の所属長への相談 第三者加害行為現状(結果)報告書、示談書の写しを所属へ提出	療養状況の把握 障害等級の確認 所属長が証明して基金支部へ提出 療養終了、治療費総額等を基金支部へ連絡 示談を締結する前に基金支部へ相談 第三者加害行為現状(結果)報告書、示談書の写しを基金支部へ提出